

平成26年3月25日（火）

第3回定例教育委員会会議録

我孫子市教育委員会

1. 招集日時 平成26年3月25日(火) 午後2時
2. 招集場所 教育委員会 大会議室
3. 出席委員 委員長 川村 敏光 委 員 北嶋扶美子  
 委 員 豊島 秀範 委 員 長谷川浩子  
 教育長 倉部 俊治
4. 欠席委員 な し
5. 出席事務局職員
- |                            |      |              |
|----------------------------|------|--------------|
| 教育総務部長                     |      | 湯下廣一         |
| 生涯学習部長                     |      | 高橋 操         |
| 教育総務部次長兼総務課長               |      | 小島茂明         |
| 生涯学習部次長兼生涯学習センター長兼生涯学習課長   |      | 増田建男         |
| 文化・スポーツ課長兼白樺文学館長兼杉村楚人冠記念館長 |      | 西沢隆治         |
| 指導課長                       | 野口恵一 | 鳥の博物館長 木村孝夫  |
| 学校教育課長                     | 丸 智彦 | 図書館長 増田正夫    |
| 教育研究所長                     | 石井美文 | 生涯学習課主幹兼公民館長 |
| 文化・スポーツ課主幹                 | 鈴木 肇 | 今井政良         |
| 少年センター長                    | 榊原憲樹 | 鳥の博物館主幹 斉藤安行 |
| 教育研究所副参事                   | 鍵山智子 | 総務課主幹 廣瀬英男   |
| 指導課長補佐                     | 川村眞一 |              |
6. 欠席事務局職員 な し

午後 2 時 0 2 分開会

○川村委員長 ただいまから平成 26 年第 3 回我孫子市教育委員会定例会を開きます。

会議を始める前に、教育委員並びに事務局職員にお伝えします。我孫子市教育委員会会議規則第 18 条の規定により、会議で発言する場合は挙手をし、私が指名してから発言をお願いします。また、会議を円滑に進めるため、発言は一問一答でお願いいたします。

---

○川村委員長 これより議案等の審査に入る前にお諮りいたします。

本日の日程第 2、議案第 10 号、教育委員会の人事異動については、人事に関する案件であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 6 項ただし書きの規定に基づき非公開で審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 御異議ないものと認めます。よって議案第 10 号の審査は非公開とします。このことから、日程第 3、諸報告の審議終了後、関係者以外の職員の退席をいただき審議を行います。

---

会議録署名委員指名

○川村委員長 日程第 1、我孫子市教育委員会会議規則第 31 条の規定により会議録署名委員を指名します。豊島委員にお願いいたします。

---

議案第 1 号及び議案第 2 号

○川村委員長 これより議案の審査を行います。

議案第 1 号、我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、議案第 2 号、我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する

訓令の制定について、以上2議案は総務課所管の関連議案ですので、一括審議いたします。なお、表決につきましては議案ごとに行います。2議案について事務局から説明をお願いします。

○廣瀬総務課主幹 議案第1号、我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について及び議案第2号、我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について、一括して説明させていただきます。

まず議案第1号ですが、提案理由につきましては、小中一貫教育推進室の新設に伴い、組織を変更するため、我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正するものです。

この小中一貫教育の推進については、教育委員会にとって、来年度以降、重要な政策課題となります。政策方針あるいは教育施策にも同様に位置づけしてあるものでございます。この設置に伴い、専門的に推進できる人的確保、そして対外的な意思表示をしていくこととなります。

また、課内室とした理由については、行革として組織は肥大化させずに、また学校の教育方針、教育課程、教員の資質向上のための研修を主務とする指導課との強力な連携が今後も必要となりますので、課内室ということで設置をさせていただきました。また、来年度、市の組織変更も予定されていますが、同様な課内室として、あびこの魅力発信室など同様の課内室が設置されております。

続いて、議案第2号ですが、組織として小中一貫教育推進室に職務上の権限の専決事項を定めるものでございます。

具体的には7ページ以降に職務権限規程を改正する訓令がございますけれども、3つの専決事項を定めてございます。計画等について、部課長の専決にはなっておりますけれども、教育委員会の重要な施策ですので、その都度教育長に報告をし、また決裁をいただきながら、内容によりましては本定例教育委員

会の中で議案として提出する事項にもなっております。

議案第1号、議案第2号につきまして、以上のような改正もございますが、過去に改正漏れもございますので、あわせて今回文言改正も含んでの改正をさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いします。

以上です。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。議案第1号及び議案第2号について、一括して質疑を許します。質疑はありますか。

○北嶋委員 質疑ではないですが、確認として。この課内室が置かれることにより、前年度までは指導課の中に含まれていた小中一貫推進についてのいろいろな運営活動等が、今後はより一層自立的に、自主的に、専門性を持って小中一貫が進められていくのだということを確認してよろしいですね。

○廣瀬総務課主幹 そのとおりでございます。

○豊島委員 今の関連なのですけれども、ただし肥大はさせないということですので、マンパワーというか、人材というか、それはどういうふうになりますか。

○廣瀬総務課主幹 人事異動の絡みも関係しますので、予定としましては、室長については指導課長兼務、その下に小中一貫教育推進担当がついていまして、主査長を1名。これも課内室になりますので、指導課と兼務になります。また、現在もおりますが、専門の嘱託職員が1名配属されておりますので、その1名。また、来年度予算が新たについておりますので、現場である布佐中学校のほうに、スクールサポート教員という名前になっておりますけれども、小中一貫教育に関するスクールサポート教員という解釈でよろしいかと思うのですが、その配置でマンパワーを考えております。

以上です。

○川村委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

---

○川村委員長 議案第1号、我孫子市教員委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川村委員長 挙手全員と認めます。よって議案第1号は可決されました。

---

○川村委員長 次に議案第2号、我孫子市教員委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川村委員長 挙手全員と認めます。よって議案第2号は可決されました。

---

### 議案第3号

○川村委員長 次に議案第3号、我孫子市教育委員会職員の再任用に関する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○廣瀬総務課主幹 それでは続きまして議案第3号、我孫子市教育委員会職員の再任用に関する規則の制定について、説明させていただきます。

提案理由ですが、委員の皆様のお手元に配付させていただいております資料ですが、昨年9月に我孫子市の職員の再任用に関する条例が議決されました。来月1日から施行される予定でございます。この施行に当たりまして、再任用に当たり関係規則を整備するための提案でございます。

再任用制度の経緯ですが、高齢者の雇用問題に関して、再任用制度を導入していない市町村について、速やかに導入という話が閣議決定されました。なお、23年3月末で93%の団体が導入済みでございます。

今回の規則について、現在市のほうで策定中ですが、本議案の規則番号は空欄になっております。内容については案の段階ですが、任用に当たって平等の取り扱いを主として、任命権者に任用の状況報告、事務手続についての内容となっております。

また、この再任用に当たっては、正職員の採用等に支障が生じない運用を実施していくということで考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。議案第3号について質疑はありますか。

○豊島委員 我孫子市の再任用の現状はどのようなのですか。

○廣瀬総務課主幹 先ほどもお話ししましたが、現在、再任用の制度はございません。そのかわり嘱託職員の制度がございまして、1号、2号、3号があるのですが、1号が職員の退職者等を示す1号嘱託ということになっています。

2号、3号については、一般の市民の方あるいは専門性のある嘱託職員の任用制度になっております。ですから1号の嘱託制度を活用しまして、市役所職員のOBの力をそこで発揮していただいているというのが現状でございます。通常の上給もございませんし、縛りも5年間で、65歳までの任用で終了という採用形態をとっているのが現状でございます。

以上です。

○豊島委員 ほかの市町村と比べて、我孫子には我孫子の事情があると思えますから、それはそれで構わないのですけれども、今、国の動きもありますから、全体的な国の方向から見て、我孫子市というのはその辺は少し出おけているのですか。

○倉部教育長 私が行政のほうにいたときにこれに携わっておりましたので、その立場でお答えをさせていただきたいと思いますが、かつて一度、我孫子市

でも、再任用制度を立ち上げようとしたことがございますが、そのとき残念ながら議案上程までには至りませんでした。それにかわる制度として、1号嘱託という形で職員のOBを活用する制度を立ち上げたというのが我孫子市の現状でございます。

ただし、今回の再任用制度といいますのは、いわゆる国の年金制度の改革に伴いまして、ことし4月1日以降退職される職員が1年間最低限無年金になるということで、その無年金期間を埋めるための再任用という制度でございますので、全ての市町村でこれは当然のことながら整えなければならない制度と考えております。ただ、退職する年によりまして、無年金が1年になるのか2年になるのか、最終的には5年、65歳からのということになりますので、その無年金期間に対応する再任用、それを過ぎますと1号嘱託を改めて使ってということで、その両方の制度を使つての運用ということが我孫子市のやり方というふうになると思いますので、そういう形になります。

○豊島委員 ありがとうございます。

○川村委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

---

○川村委員長 議案第3号、我孫子市教育委員会職員の再任用に関する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川村委員長 挙手全員と認めます。よって議案第3号は可決されました。

---

#### 議案第4号及び議案第5号

○川村委員長 次に議案第4号、我孫子市教育情報ネットワーク運用管理規程



の制定について、議案第5号、我孫子市教育情報ネットワーク運用管理ガイドラインの策定について、以上2議案は指導課所管の関連議案ですので、一括審議いたします。なお、表決につきましては議案ごとに行います。2議案について事務局の説明をお願いします。

○川村指導課長補佐 議案第4号、我孫子市教育情報ネットワーク運用管理規程の制定について、議案第5号、我孫子市教育情報ネットワーク運用管理ガイドラインの策定について、一括して説明させていただきます。

平成26年度に校務支援システム導入に伴い、今まで我孫子市教育委員会の教育情報ネットワークの中だけの運用であったために、市の情報資産保全対策基本方針に準ずるものとして対応してきました。

しかし、今回、中学校に校務支援システムを導入することにより、その運用に当たっては新たに外部からのアクセスを伴うことになり、我孫子市教育委員会の実情に合わせまして、我孫子市教育情報ネットワーク運用管理規程の制定及び我孫子市教育情報ネットワーク運用管理ガイドラインを策定するものです。作成に当たっては市の政策法務室及び情報管理室と相談し、確認をいただいております。

今後、市の情報審議会に諮り、校務システムの入札公示をする予定です。その後、7月には契約ができればとは考えております。

我孫子市の教育情報ネットワーク運用管理規程につきましては、議案書の13ページに出ておりますが、第1条で趣旨、第2条で定義、第3条から第9条で利用目的や管理運用について、そして第10条で個人情報について規程をしております。

また、我孫子市教育情報ネットワーク運用管理ガイドラインについては、管理規定を受け、より具体的な運用の仕方についてガイドラインとして作成いたしました。

ガイドラインのほうの19ページ及び20ページを見ていただきたいと思うのですが、今回、外部からのアクセスということですが、その管理等につきましては、20ページのアクセスについてのパソコン等の申請、日々のUSB認証キーの個人情報等の管理簿ということで、19ページに出ているものをもって管理、対応をしていきたいと考えております。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。議案第4号及び議案第5号について一括して質疑を許します。質疑ありますか。

○北嶋委員 この中に「メーリングリスト」という言葉が出てきていますけれども、どのような場合にメーリングリストが使われていますか。

○川村指導課長補佐 その1つとして不審者情報等の配信等で、「じんじん」ということで対応しております。

○川村委員長 もう一度お願いします。

○川村指導課長補佐 不審者情報や何かが入ったときに、登録した保護者等に配信するというので「じんじん」というシステムがありまして、それを扱うものがこれに当たるかと思えます。

○北嶋委員 ということは、学校から保護者に一方的に行くものを「メーリングリスト」と、ここで称している。一般的にメーリングリストというのは共有をして意見交換等ができて、限られたメンバーの中でメールのやりとりができるというものを「メーリングリスト」というふうにも表現しますが、ここで言われているのは、6ページの場合はそうであるということですか。

○川村指導課長補佐 失礼いたしました。今の御指摘の部分については、教育委員会と各学校とを結ぶ教育情報や伝達文書等のやりとり等に使っております。失礼いたしました。

○北嶋委員 確認ですが、ガイドラインの10ページのメールの利用制限の中

にいろいろ書いてあります。ここで言う「メーリングリスト」というのは、教職員の方々の連絡調整とか情報交換とか情報共有に使う意味でのメーリングリストということだと思いますよ。

○川村指導課長補佐 そのとおりでございます。

○北嶋委員 ですので、そのメーリングリストは顔のわかる、関係のわかる方しか入れないということで、そこでの重要な子供たちの情報や何かも共有され、意見交換もされるということですよ。

○川村指導課長補佐 そのとおりです。

○豊島委員 今ので電子メールはいいんですか。電子メールというのは、教員個人個人が持っているアドレス、個人個人とのやりとりが基本じゃないんですか。

○川村指導課長補佐 このシステムの中には、教職員がそれぞれアドレスを持って扱えるものと教育委員会と学校の管理者等だけが扱えるメールの2種類がございます。教育情報などの個人情報や何かが含まれるものについては、今言ったような管理職と委員会とのやりとりのメールを使っております。教育情報や一般的に流すもの、個人情報が含まれないものについては、個々の教員のアドレスを使ってのやりとりという形も、限られたイントラメールの中だけではできるといえます。外部とはできません。

○豊島委員 そうだと思います。ですから、この範囲の中での与えられた、あるいは自分で設定したメールのアドレスですね。組織上そこに所属している人には一斉にばーっとやることはできるし、そのアドレスを使って個人同士もやれるわけですから、その2つが含まれているということになるんですよ。それが組織ですよ。それはそれでオーケーなのですけども、もう1ついいですか。

こうやって外とつながると、すごく便利なのですけども、必ずトラブルが

起こります。それはウイルスであり、いろいろな妨害が入ってきます。ですから、そういうことに対しての対応というというのはもちろんあるわけですが、そのウイルス対策ソフト、例えば20ページのところにもあるわけですが、そういうものというのは当然のこととして、それぞれの中学校等で対応を考えているということになりますか。

○川村指導課長補佐 もちろんこのシステムの中にもウイルスのチェックやセキュリティは十分対応しているかと思います。それとともに、20ページのものにつきましては、今回どうしても職務上自宅からアクセスしなければならない状態になった場合、そのときに自宅のパソコンのセキュリティがどうなんだということが問われることになります。そのことについてきちんと対応されているということを申請、確認できるようなことで、20ページの申請書を提出するようになっております。その上で各学校ごとにチェックした上で対応するという形で進めていきます。

○豊島委員 そうだと思いますし、そうなっていると思います。ただ残念ながら、ウイルスソフトというのは毎年毎年グレードアップされている、グレードアップと言っていいのかわかりませんが、進むんです。もともとパソコンについているものは、そんなに進まないんです。ですから必ず自分で出して買わなければいけない。組織はそれを更新していかなければならない。結構かかるんです。ですから、そのところは当初予定しているよりは少しかかるけれども、それをやっておかないとデータが盗まれるということになると思うんですよね。それは我々は覚悟しておいたほうがいいだろうと。個人の情報満載ですから、それは余計にそう思っております。それは単なる危惧ですが、けれども。

○川村委員長 つけ加えると、ネットワークシステム導入の際に、セキュリティのバージョンをどこに持ってくるかというのも、パソコン上に設定があるの

ですね。そういったものの許可申請をどう基準づけるかも含めて、一度議論をされたほうがいいのかなどというふうに感じました。

○北嶋委員 今回は個人のパソコンもUSBを持っていけば使えるということで、やはり一番危惧されるのは個人のパソコンの安全性ですね。もちろん今おっしゃったように、どんどんアップグレードするようになっていて、1回登録すれば、どんどん向こうから来るようになっていて、OSもどんどん新しくなるようになっていきますけれども、そういうものはあくまでも個人の方の常識の範囲ですね。20ページにチェックリストがありますけれども、あくまでもこれだけなので、我孫子に何人の先生がいらっしゃるのか、その方々全員が御自分のおうちのパソコンをいつも安全な状態に置いて、中のソフトもどんどん新しくしていくということをキープしていかなければいけない、それが豊島委員のおっしゃった不安にもつながると思うのですが、その辺の指導というか共通理解は大丈夫ですか。

○川村指導課長補佐 今、御指摘のあったことについては当然のことだと思っています。そこについては十分注意して対応していかなければならないと考えております。

また、今回の外部アクセスについては、全ての中学の教職員がやるわけではなくて、今のところの情報では、各学校で数人というような、多くても10人前後ではないかということになります。そのときに、この申請書のセキュリティのバージョンや何かも含めて、再度十分検討した上で進めていきたいと考えております。

○北嶋委員 今おっしゃったことの確認ですが、いろいろな先生方が、これは自宅でやりたいということが全てオーケーではなくて、学校として、こういう仕事のこういう範疇だったらUSBの認証キーを持って行ってもいいよということで、そこはきちんとチェックはされていて、誰でもではなくて、そののと

ころでまずフィルターがかかるということで理解していいですか。

○川村指導課長補佐 そのとおりです。今現状ではU S B等の活用ということがございますので、それよりは安全性が高い、認証キーによるアクセスによって、データそのものは持ち歩くことはないという確認のもとで推奨しております。ただ、先ほどから出ているような部分については十分考えるということで対応はしていきたいと思えます。

○川村委員長 私のほうから。運用ガイドラインなのですが、これを全て見ていくと、文言の定義をきちんと注釈につけたほうが誤解がないような感じがします。特にイントラメールとか先ほど言ったメーリングリストの定義というものをきっちりつけないと、読んだ人間が勝手な解釈をすることが一番怖いので、ガイドラインだったらなおさらその辺の丁寧な説明というものを注釈につけていただいたほうがいいのかというふうに感じました。

○豊島委員 そういった注釈に関してであれば、例えば6 ページのところ先ほど北嶋委員がおっしゃったメーリングリストというのは、メールによる不特定多数への情報発信ではないと思うのです。そういうふうに厳密に言っていけば、これはだめですよ。仲間同士でやるのがメーリングリストですから。そうでないとリストにならない。違いますか。

○川村指導課長補佐 ありがとうございます。文言等については再度検討いたしまして対応していきたいと思えます。

○川村委員長 よろしいですか。

○豊島委員 お願いします。

○川村委員長 ほかにありますか。議案第4号、第5号についての質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

---

○川村委員長 議案第4号、我孫子市教育情報ネットワーク運用管理規程の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川村委員長 挙手全員と認めます。よって議案第4号は可決されました。

---

○川村委員長 次に議案第5号、我孫子市教育情報ネットワーク運用管理ガイドラインの策定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川村委員長 挙手全員と認めます。よって議案第5号は可決されました。

ここで注釈を入れますけれども、議案第4号、議案第5号については、先ほど委員のほうから御指摘がありました。それをもって承認ということにいたしますので、その辺だけ後日御提示いただければと思います。

---

#### 議案第6号

○川村委員長 次に議案第6号、我孫子市社会教育指導員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

○今井公民館長 19ページをお開きください。議案第6号、我孫子市社会教育指導員の委嘱について。

提案理由につきましては、指導員の任期満了に伴いまして、社会教育指導員設置に関する条例の規定に基づきまして提案するものでございます。

20ページになります。委嘱の任期につきましては、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間といたします。

委嘱の人数につきましては、合計9名。再任が6名、新任が3名という内訳でございます。

なお、指導員の主な職務につきましては、公民館学級や講座などの特定事項についての指導や学習相談、または継続学級などの団体の育成などの職務を担っていただいております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。議案第6号について質疑はありますか。

○北嶋委員 この社会教育指導員さんになられる方は何か資格は必要ですか。

○今井公民館長 特に資格は求めてございません。

○北嶋委員 今御説明があったように、いろいろな講座や何かの進行とかプログラミングをなさる方ですよね。この採用に当たって、こういうようなことができる方、できそうな方、お力のある方ということで多分基準がおありだと思うのですが、そのあたりをお話できる範囲で結構ですので、お聞かせいただければと思います。

○今井公民館長 募集のほうは公募等で行っているところでございます。その際に、当然簡単な履歴もあるのですが、1つレポートを提出していただいております。生涯学習の捉え方とか公民館の捉え方とか、そういったものについてレポートをいただきまして、御本人のやる気の部分、何をしていきたいといったこと、経歴も含めてなので、そういったものを提出していただきまして、内部的な組織ですが、そこでレポート、人となり等、書類審査と面接と2段階の試験を行っている状況でございます。

○川村委員長 議案第6号について、ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 質疑がないものと認めます。質疑を打ち切ります。

---

○川村委員長 議案第6号、我孫子市社会教育指導員の委嘱について、原案に



賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川村委員長 挙手全員と認めます。よって議案第6号は可決されました。

---

#### 議案第7号

○川村委員長 次に議案第7号、我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○今井公民館長 資料の21ページになります。議案第7号、我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について、御説明させていただきます。

提案理由といたしましては、公民館の予約システムをちば施設予約システムサービスに切りかえを行うため、我孫子市公民館管理規則の一部を改正するものでございます。

具体的には、22ページをお開きください。条例改正に「登録」といった部分を追加したことによって、規則のほうでは使用者登録について第2条から第4条までを追加いたしました。また、使用許可申請については、24ページをお開きいただきたいのですが、第5条第3項にインターネットでできるといった取り扱いについてのことを実情に合わせて明記いたしました。また、第7条第2項で使用の取りやめ届につきましても、こちらもインターネットで14日以前であればできるといったような内容のものを実情に合わせて明記いたしました。その他の規則につきましても、この条文の追加に伴い整理したものでございます。

また、本システムの導入につきましても、公民館以外にも市民体育館、市民プラザが現行のシステムから同様に移行いたすところでございます。公民館と同様に規則等の一部改正は他課も同様に改正することから、条文、表現等につきましては市の政策法務室を交えて協議した結果となっております。

新たに届け出させていただくことによって、登録につきまして一時的に使用者の皆様にご迷惑、御負担をおかけいたしますが、混乱のないよう丁寧にお知らせしていきたいと思っております。また、現在施設を登録している皆さんには、できるだけ登録がスムーズに手続できるよう、現在そういったことの具体的な内容を協議しているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。議案第7号について質疑はありますか。

○北嶋委員 今回、千葉県福祉ふれあいプラザが加わりましたね。この福祉ふれあいプラザの中で市民が使えるスペースというのはどの部分なのでしょう。

○今井公民館長 県の所管する部分が県のほうで登録していることとなります。我孫子市の活動団体の皆様は今県のほうのその施設を登録しているということになりますと、我孫子市においては新規の登録団体というよりも、登録番号とIDは共通になりますので、そのまま使うことは可能なのですが、どこの区分がというのは、県のほうの施設は私もちょっと勉強不足でわからないところがございます。申しわけございません。

○川村委員長 ほかに質疑はありますか。

○豊島委員 インターネットで使用を申し込んだ場合に、今まではペーパーで申し込んで、抽せんとかがあって、申し込むのは3カ月以前に申し込める。それがだめという場合には、もう一度改めて違うところを探さないといけないのだけれども、インターネットの場合にはどこどこがあいている、ここは使用可能ですよという、使用を申し込むときにあいている場所というのはわかるようになってはいるのですか。

○今井公民館長 現行もインターネット上では、そういった確認はできるかと思っておるところでございます。新しいシステムにおきましては、今度はわざ

わざ自宅でのパソコン等を使用しなくても、携帯電話等でも予約内容といったものは確認できるようになります。それから、これまでは結果の通知をはがき等でいただかないと予約がとれたかとれないかというのがわからない、かなりの日数の時間差があるかと思うのですが、そういったものが今度は、抽せんは夜中にやる予定なのですけれども、その明朝、9時過ぎぐらいだったと思うのですけれども、インターネット上で公表できるような形、また登録されるときに団体様御自身のメールアドレスのほうを登録していただきますと、自動的にとれた、とれないの情報が配信されるような形になりますので、今までより時間的なロスはもっと少なくなるという形になります。

○豊島委員 今までよりは大幅に改善されるということですが、やはり受け付けの期間までは待つ、そしてそのプールされたものの中での抽せんということにはなるわけですね。今の情報社会ですから、例えばどこかホテルを申し込んでも、あと1名ですよとかわかるわけですが、そういうことではなくて、やはり抽せんということにはなるのですね。早いもの順ではないということですね。

○今井公民館長 これは現行も一緒なのですけれども、3カ月前までに申し込んでおいて、締日がありまして、そこまでに申し込みをされた団体さんが、それぞれ抽せんしていくという形になりますので、今おっしゃられたような先着順というのではない状態です。また、今もあります、抽せん予約の後の部分では随時予約というものがございます。これは抽せんが終わってしまっても、抽せん対象ではない、あいている部屋については、そのときそのときにお申込みいただく。こちらのほうは今おっしゃられたような先着順という形になるかと思えます。

○豊島委員 ありがとうございます。これは物すごく多くの団体が影響すると思えます。我々もそうなのですけれども。ですから、今のことを肝に銘じてお

きますが、今回ここに出してもらったものを一生懸命読んでいたのですけれども、その辺のことがここではわからなかったものですから、それをお聞きした次第です。そのように申しておきます。

○川村委員長　ちなみに、これは使用要綱とか利用手引というのはあるのですね。

○今井公民館長　今現在、画面展開で部屋の予約を進めていくような形になっておりますので、特に物を読みながらというよりは、パソコン上で全て画面展開で誘導されるような形になっておりますので、今のところそれは考えておりません。

○川村委員長　ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川村委員長　質疑がないものと認めます。質疑を打ち切ります。

---

○川村委員長　議案第7号、我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○川村委員長　挙手全員と認めます。よって議案第7号は可決されました。

---

#### 議案第8号

○川村委員長　次に議案第8号、我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○西沢文化・スポーツ課長　議案第8号について御説明いたします。36ページをお開きください。

議案第8号、我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を

改正する規則の制定について。

提案理由としましては、体育館の予約システムをちば施設予約システムサービスに切りかえを行うため、我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正するものです。

当該議案につきましては、先ほどの議案第7号の関連議案となります。37ページをお開きください。

第2条になりますが、3行目にあります「我孫子市体育施設使用者登録申請書」を「我孫子市公共施設使用者登録申請書」と名称の改正をいたします。

続きまして、第3条では4行目の「我孫子市体育施設使用者登録カード」を「我孫子市公共施設使用者登録カード」に名称の変更を行います、

第5条では、使用許可申請につきまして、今まではインターネットとタッチパネル情報端末のどちらでも申し込みをしていただけるような形になっておりましたが、新たな予約システムでは、従前のタッチパネル情報端末が使用できなくなりますので、第5条第2項中の「又は市内公共施設に設置してあるタッチパネル情報端末（以下「インターネット等」という。）」この部分を削除いたします。また、第5条に関連しまして、38ページの第8条第2項の「インターネット等を利用して行うことができる」という部分の「等」を削除しまして、「インターネットを利用して行うことができる」という形に改正いたします。

以上、語句の整理ほか、39ページ、40ページに様式1号の変更という形になっておりますが、この様式1号につきましても、先ほどの議案第7号の様式と同様のものを使わせていただいておりますので、全く同じものを今回こちらのほうでも記載させていただいているものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。議案第8号について質疑はありま

すか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 質疑がないものと認めます。質疑を打ち切ります。

---

○川村委員長 議案第8号、我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川村委員長 挙手全員と認めます。よって議案第8号は可決されました。

---

#### 議案第9号

○川村委員長 次に議案第9号、「旧井上家住宅の保存と活用計画」の策定について、事務局から説明をお願いします。

○鈴木文化・スポーツ課主幹 議案第9号、「旧井上家住宅の保存と活用計画」の策定について、御説明いたします。教育委員会資料の42ページになります。

まず提案理由ですが、我孫子市指定文化財であります旧井上家住宅の文化財としてのよりよい保存と有効な活用を図るための基本方針として策定するものです。

内容につきましては、お配りしております別添資料に基づき御説明いたします。まず資料の1ページをごらんください。本計画は、1番の計画の作成経緯と目的から7番の旧井上家住宅の保存・整理・活用の年次計画の7つの項目で成立しております。

まず保存と整理についての基本的な考え方なのですが、資料の7ページをごらんください。まず保存の基本的な考え方についてです。旧井上家住宅は文化

財でありますので、文化財としての価値を損なわないよう文化財審議会の方々からの御意見をいただきながら進めていくことにしております。

次に整備の基本的な考え方ですが、文化財としての価値を損なわない範囲での活用を念頭に置き整備手法を検討するとし、8ページの4つの項目で整理しております。

続きまして、9ページをごらんください。旧井上家住宅の活用についての基本的な考え方についてです。活用につきましては、前ページの資料、7、8ページに記載してあります保存・整備の基本的な考え方に沿って、そこに書いてあります4つの項目で整理をしています。

続きまして、10ページをお開きください。ここからは建物ごとの活用プランを整理しています。活用プランにつきましても、資料7、8に記載してあります保存・整備の基本的な考え方に沿って行いますが、内容に応じては柔軟に検討を加えていくものとしています。

続きまして、12ページをお開きください。保存・整理・活用の年次計画についてです。ここに今後の計画を示しております。今年度は基本設計を行いました。今後はこの基本設計をもとに建物ごとに実施設計を行い、工事内容を決定していきます。ちなみに平成26年度は表門、裏門、外塀の実施設計と敷地内にあります陶芸小屋とトイレの解体工事を行います。以後、計画どおりに進めていく予定ですが、市の財政状況と調整しながら工事の順番やタイミングを図っていく予定です。

なお、工事前、工事中とも、部分公開は継続して行います。

最後に13ページからなのですが、参考資料としまして文化財審議会の資料であります井上家住宅に関する調書を添付しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。議案第9号について質疑はありますか。

○北嶋委員 旧井上邸は前の方が割と生涯学習的な活動をなさっていて、布佐地区の方がここでいろいろな体験学習というのか、そういうものをやられたみたいで、ここがなくなってから学びの場がなくなってしまったという声を聞いています。この計画を見させていただくと、どういうものがあるかわかりませんが、生涯学習との連携ということも書かれていますので、あの場を使った生涯学習を推進していただけるといいのかなと思います。

今のは私の希望ですが、質問としては8ページです。いろいろな休憩とか飲食空間としての整備をなさるということで、これにおいては多分いろいろな、以前に鈴木さんにも、いろいろ条件があるんですよということを伺いましたけれども、今後は、あそこまで行った方がここで学び、またちょっとした休憩ができる場を想定した推進が行われるということで楽しみにしていていいでしょうか。

○鈴木文化・スポーツ課主幹 まず活用についての基本的な考え方なのですが、今委員がおっしゃいましたとおり、学校教育や生涯学習との連携を図ってのイベントももちろん考えております。今の飲食の話なのですが、ただ来るだけではあれなので、飲食する場も考えております。ただ、それをやるためにはいろいろな制約がありますので、そういったものを1つ1つクリアしていきたいと考えております。

○豊島委員 今との関連なのですが、9ページの4番の「文化芸術を生かした地域の活性化」というふうな、我々も文化活動で使わせてもらいたいというふうに思っているのですね。その場合に、この中身がどうなっていくのか詳しくわからないからなのですが、以前に嘉納治五郎邸宅があったときに、あそこにも机や椅子はありましたけれども、そこは大体いつもいっぱい。



畳のほうを使わせてもらっていました。ただ、年配者が多いから正座できないのですよ。ですから、あそこというふうに言ったら、嫌だと言うんです。つまり、30人前後で使いたいのも、机、椅子がない。たったそれだけのことなのだけれども、使えないんです。つまり年配者が多い活動のときには、今は畳では本当につらいんです。私もつらいんです、正直。そういったちょっとしたことだけれども、椅子机が置けるような空間も、文化財の保護ではどうなのかわからないので迷っていたのですけれども、そういうことがもしやれるのだったら使えるんだけれどもなという気が、正直しています。そういうことは計画としては無理なのでしょうか。

○鈴木文化・スポーツ課主幹 今委員がおっしゃったとおり、高齢者等も利用しやすいような形に施設は整備していきたいと思っております。ただ、具体的にどういう形になるかはちょっとわからないのですが、さまざまな方のニーズに応えられるようにしていきたいと思っております。

○川村委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 質疑がないものと認めます。質疑を打ち切ります。

---

○川村委員長 議案第9号、「旧井上家住宅の保存と活用計画」の策定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川村委員長 挙手全員と認めます。よって議案第9号は可決されました。

これは活用計画「案」をとってよろしいですか。それでは、「案」をとっておいてください。

---

諸 報 告

○川村委員長 日程第3、諸報告を議題とします。事前に配付された事務報告、事務進行予定資料等に補足する説明や追加する事項はありますか。

○増田図書館長 図書館から補足説明という形でさせていただきます。事務進行予定の最終ページの最後になるのですけれども、4月23日の子ども読書の日をスタートとして5月12日までが子ども読書週間ということになっています。我孫子の図書館のほうでも、この機会に、毎年やっているのですが、この機会に「よむよむラリー」というものを、委員のほうにもカラー刷りのチラシを提供させていただきました。平成15年から毎年この時期に行っているのですけれども、ことしで12回目になります。今年度、指導課と各学校の図書教諭等との連絡会がありまして、その中でもっと子供に本を読んでもらうということで、例年図書館の本だけを対象にしていたこのスタンプラリーですけれども、学校の図書室にある図書も対象としてスタンプを押せるように26年から、期間も去年までは5月いっぱいだったのですが、6月まで延ばして、なるべく多くの子供がスタンプ10個ゴールできるようにということで、ことしは取り組もうということです。PRとして、もう既に図書館、市のホームページではアップさせていただきました。4月16日号の「広報あびこ」の紙面に載せる予定でいます。それからポスター、チラシは、図書館内はもちろんですけれども、各学校、幼稚園、保育園のほうにも張り出しをお願いしているところです。こういったことで子供がどんどん本に親しんでいただければなということと来月取り組む予定でいます。

以上です。

○川村委員長 初めに、事務報告で何か質問はありますか。

○北嶋委員 5ページ、指導課にお伺いします。ALTミーティングというところでALTに関してですけれども、11名のALTの方が次年度から活動していただきますが、市内19校にどのような基準で配置をされていらっしゃる

か、お聞きしたいと思います。

○野口指導課長 来年度1名ふえるということで、特に小中一貫教育が始まりますので、なるべく中学校区ごとに、その中学校区の中の学校に同じALTの方が指導に入れる体制をつくりたい。それは理想なのですが、それを基準に考えていますが、そのためには最低12名必要になっておりますが、今年度よりは中学校区ごとになるべく同じ方を配置するように、それを目標にしております。

○川村委員長 ほかにありますか。

○豊島委員 14ページです。生涯学習の年度が変わるので4年生が卒業して、また新しい1年生が入ってくるわけですがけれども、前にもちょっと伺ったことがあるのですが、長寿大学を卒業していく40名前後の方は4年間という長い年月、これは大学の年数にまさに当たるわけですがけれども、そこでたくさんのことを学んで、その学んだ後の方々のことなのです。これは以前にあるところの公民館で活動していたときに、その公民館の館長が言ったことなのですがけれども、そういった学習会というのは卒業した後、こういうメンバーを育てる、地域のある意味ではリーダー、そういうものを育てるための学習なのだということを書いて、私はその時はよくわかりませんでしたけれども、今はよくわかるのです。この長寿大学を4年間で卒業した後は、何かそれを狙う目的みたいなものはあるのでしょうか。あるいは4年間で卒業したら、それでありがとうございましたということなののでしょうか。そこはどうでしょう。

○今井公民館長 長寿大学の4年間、皆さん4年間御一緒に学んでいますと、非常に団結、きずなが強まっているというふうに見受けられております。また、4年生を過ぎた後には継続学級、前回もちょっとお答えさせていただいたかと思いますが、継続学級という活動で、同じ学級生たちが地元のボランティアとはまた別の学習団体という形にはなるのですけれども、そういったことで活動

をしております。そのメニューの中には、当然ボランティアというものも含まれている卒業生のグループもございました。

また、この長寿大学の卒業生、継続学級、そのものにつきましては、同窓会という組織がずっと立ち上がってしまっていて、そういったものの中での活動の報告会等をお互いにやっているところがございます。また、市のほうで行っている健康寿命延伸プロジェクトということで、高齢者に対して元気で自分のことは自分でできるような、そういった形での施策の1つでもあるのかなというふうに感じているところでございます。いずれにしろ自宅でもることなく、皆さん在学中においてはさまざまなクラブ活動にも参加しておりますので、継続学級以外にクラブのほうでのまた別の活動というものも含まれておるというところで、非常に闊達に活動しているというふうに感じておるところでございます。

○豊島委員 ありがとうございます。それはいいことだと思うのですが、継続学級もさることながら、さまざまなところということなのですが、今、私がその話をしたのは、例えば地域の中で地域おこし、地域の活動をどういうふうに重ねていいかわかりませんが、今、地域力、学校の問題にしてもそうですけれども、いろいろな地域力というものを必要としているところなのですよね。そういうところで個人個人がグループでやるというのももちろん大事ですけれども、何かそういう力を生かして地域なり何なりというふうに動いていってもらおうという、何かそういう方向ができないのかなという、そういうふうなために市が主導して学んでもらっているのではないのかという気もしないのではないのですよ。ですからそれを生かしていければなという気持ちがあったものですから伺いました。

もう1つは、継続学級というのはどういうものがどういうふうになっているのですかというデータがあるのであれば教えてもらいたいなという気持ちがあ

りますけれども。ちょっと2つになってしまって済みません。

○今井公民館長 後の質問のほうの継続学級の内容につきましては、1年間だけの内容であれば、ある程度こちらでも、後でお見せするというか、お知らせすることはできると思います。在学中においてのカリキュラムの中に地元貢献というものは非常に今重要視されているというか、当初から重要視されているところがありまして、市のほうの市民活動支援課であったり、実際に今、市民活動を闊達にされている団体さんの代表者であったりといったような方々のお話を聞く授業も含めて、4年間で実際に出て自分たちもボランティア活動をしようよといったことでの活動もしております。ただ、やめた後に、どこでどれだけその方が活動しているのかというような統計はちょっととってございませんので、その辺のところは情報としてはお知らせできないところは非常に残念なところですよ。

○豊島委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○川村委員長 ほかにありますか。

○長谷川委員 教育研究所のページ、11ページです。2月3日にメール開始ということで、このような数字になっているのかなと思うのですが、いじめ・悩み相談ホットラインの相談状況が先月よりも多く、7件来ているようなのですけれども、このうち4件がメールで来ているということで、やはりメールにすることによって相談がしやすくなったということと受けとめていいのでしょうか。

○石井教育研究所長 今、委員おっしゃられましたように、メールのほうが比較的相談しやすいのかなという気はしています。加えて、メールが来ている日は土日が結構多いです。電話ではこれは対応できませんので、そういった意味でより発信しやすいのかなというふうに考えています。

○長谷川委員 メールで問い合わせをするということを悩みを持っている子供

たちが知る手段として、シールとかを以前いただいたとは思うのですけれども、そのほかに何か張り出しているとか、情報を得るところはありますか。

○石井教育研究所長 メールにしてから、まず市の広報、3月16日号にかなり大きいスペースをとって載せていただきました。それから校長会等で周知しているのはもちろんですが、電話だけの既存の学校に張ってあるポスターをメールが入ったものに差しかえて学校のほうに掲示をしていただいております。加えて、全児童生徒分のチラシを既に作成済みですので、これは4月に入ってから全小中学校に配る予定でおります。

○川村委員長 我孫子市のホームページにも載っていますよね。

○石井教育研究所長 失礼しました。ホームページのほうにも載せていただいております。

○川村委員長 ほかにありますか。

○豊島委員 11ページのところで、教育研究所に続けてお願いいたします。今の7件のところなのですからけれども、主訴のところにある、1番目もそう、2番目もそうですが、あとは下から2番目でしょうか、学科担任あるいは学校、学校の指導というものに対する不満ということなのですからけれども、それには研究所のほうから対応があるわけでありましたが、今の社会はいろいろですから一概に何とも言えないのですけれども、実際に我々がこれからいろいろ対応していく上で、学校にも問題があるな、あるいはこれは家庭の問題だというふうな、率直にいろいろあると思うのですけれども、この場合は学校に問題があるとしたら考えていけばいいわけですから、そういうところで率直に感じるところがありましたら教えていただきたいと思います。

○石井教育研究所長 相談をお寄せをいただく方によっていろいろ違うとは思いますが、研究所のスタンスとしては、お寄せいただいた電話、メールもそうですが、それについては真摯に話を聞くということが基本かなと思います。

ます。その上で、保護者の場合には保護者に寄り添いながら、詳細を話してくれる場合には詳しい話を聞き、その上でアドバイスをする。仮に学校名あるいは個人名等をお知らせいただいた場合には、当該学校のほうに連絡をし、まず事実確認をして、その上でアドバイスなり支援をする必要がある場合には学校と協力をしながら実行していく。こういうスタンスが大事かなとは思っています。

○豊島委員 ありがとうございます。そのとおりだと思います。せっかく教員になってもやめてしまうという教員が教え子の中にもいます。それは職場の問題もあるのですけれども、自分のところで出しておいて変ですけれども、こういう子を何で教員に採用したんだと思わないこともないのです。教員として学力はあるでしょう。しかし人間として対応していく上での力というのは、いかなものかという場合もあると思うのですよね。今ここで申し上げようとしているのは、みんながみんな神様でも仏様でもないですから、いろいろでしょう。若い子はいろいろだと思いますけれども、いじめとか何とかというのは、状況だけではなくて、やはり人間ですから、教員の採用の問題とかそういうことにもずっとかかわっていく問題だと思うのですよね。そういうところで、毎回ここを注意深く見させてもらっていて、何とかなくなるものか。数字だけが減ってもだめなのですから、本当になくなるものかと心からみんな願っていると思うのですけれども、その1人です。そういう意味で今もお話を伺ったのですけれども、一生懸命やっつけようという事はわかるのですが、学校の問題がある、教員に問題があるというのであれば、あるというふうに言って、それを解消していくようにしなければいけないと思っています。

○石井教育研究所長 委員がおっしゃられたとおりで、このホットラインに限らず、そういった事例が相談電話にもかかってくることがあります。今は若い教員の例を出されましたけれども、逆にベテラン教員でも特別支援に対する考

え方について、非常に頭がかたい方もいらっしゃいます。そういった事案についても学校長のほうに連絡をしながら確認をしていただき、指導をお願いする。こういうことは行っています。

○北嶋委員 メールというのはおのずと連絡先はわかりますよね。相手から今回お礼の返信がありということもありましたけれども、相談電話については、こちらから電話してくださいということではないです。ただ、もしも事情によっては、こちらが連絡したほうがいいことが万が一起きるかもしれないということ想定しますと、研究所ではナンバーディスプレイとか相手方の電話番号が残るようにはなっていますか。

○石井教育研究所長 大変申しわけございません。ナンバーディスプレイについては、昨年始めたときに気がつかなくて予算に盛り込まなかったものですから、現在使っておりません。

○北嶋委員 あくまでもこういうホットラインの場合は、あちらから来た電話に答えるということが趣旨なものだと思いますけれども、万が一にも、この電話は何かの危険があるから、ちょっとかけたほうがいいのかというのも起こり得るのかなと私の想定ではあるのですね。今後、予算のこともあるでしょうけれども、こちらから返信をするということではなくて、こういう相手だと特定できる状況は把握したほうがいいのかと思うので、その辺ちょっと御検討いただけたらと思います。

○石井教育研究所長 全くおっしゃるとおりで、去年始めたときに、ナンバーディスプレイがあつたらなということをつくづく思いましたので、今後検討していきたいと思います。

○川村委員長 ちなみに予算はかかるのですか。

○石井教育研究所長 かかります。

○川村委員長 どのぐらいの予算なのですか。



○石井教育研究所長 月2, 000円前後だったかと記憶しているのですが。

○川村委員長 ほかにありますか。事務報告について、何か関連した質問でも結構です。

○豊島委員 ちょっと教えてもらいたいのですが、文化・スポーツ課です。18ページの一番下のところのスポーツ振興担当のところですけども、主催事業で、今年度はスポーツフェスタで、そこにある根戸、それから高野山、布佐南小学校の地域とのスポーツ振興を図っての行事なのですけども、これは非常にいいですね。これは年ごとに小学校とか地域をかえながら、学校をかえながら継続してやっている事業だったですね。これは来年度また地域を変えて、学校をかえて継続すると考えていいのでしょうか。

○西沢・文化スポーツ課長 お答えいたします。この事業につきましては、スポーツ推進員の皆さんにお願いをしまして、総合型地域スポーツクラブの皆さんと地域でやっています。スポーツ少年団、そういう方も巻き込みまして、この学校で今現在開催しております。今年度はこの3つでやっていたのですが、昨年度は下の布佐南小学校はやっておりません。今年度新たに始めた場所です。来年度の予定としましては、この3校をもう一度そのまま続けてやっていきたいというふうに考えております。

○豊島委員 そうすると、小学校は13校あるわけですけども、この3校以外はそういう行事の予定はないということですか。

○西沢文化・スポーツ課長 地域の総合型クラブの皆さんが中心に活動している学校があります。そういう学校を中心に今考えております。

○豊島委員 そうすると、地域のそういう活動をバックアップしているということになるのでしょうか。市の主催事業となると、そういう地域のスポーツ活動が盛んであるかどうかということだけでは、ちょっと違うような気がするのですが、いかがでしょうか。

○西沢文化・スポーツ課長 基本的に私どもは、先ほどの公民館と同じような形で、健康寿命増進という形とも関連してきますけれども、地域でスポーツをすることで元気になっていただきたい。それでもって当然健康寿命も伸ばしていただきたい。こういう趣旨で私どものほうで今委嘱をしておりますスポーツ推進員の皆様に協力をいただいて、私どもが主体となってこの事業は進めております。

○川村委員長 休憩します。

午後 3 時 1 8 分休憩

---

午後 3 時 2 1 分再開

○川村委員長 再開します。

○西沢文化・スポーツ課長 地域にいろいろなニーズがございます。そういうニーズに応えながら、学校につきましても小学校がいろいろありますので、地域のバランスを見ながら学校の選定につきましてもあわせて検討して、拡大できるような形で考えていきたいと思えます。

○豊島委員 ありがとうございます。私が住んでいる地域でも、自治会が呼びかけてソフトボールに参加しろと言ったりして、ちょっとその日は出られないよとか言いながらやっているんです。その中にここは入っていないような気がして、全体のイメージはどうなっているのかなということがあったんです。それで今お聞きしました。みんな一生懸命やっていますので、何かあれば参加したいと思えます。

○川村委員長 事務報告について質疑はありますか。

事務進行予定のほうに移りたいと思えます。事務進行予定について何か質疑はありますか。

○北嶋委員 3 ページの学校評議員さんについてお聞きします。ことし学校評

議員さんが2年終わられて交代の時期ですけれども、毎回終わられたときには、2年間おやりになられた方の感想をいただいています。その感想の中に我々の活動についてもとても参考になることがあるので、もしことしもそういうようなことが行われているならば、いただきたいし、行われていないとなったらどうなのかなど。おやめになる方の2年間活動された報告というか、感想をいただくことはできますか。

○丸学校教育課長 感想はとっていると思いますので、まとめてお見せしたいと思います。

○川村委員長 ほかにありますか。

○豊島委員 この表のつくり方ですけれども、全体の外枠を太くしてということでもいろいろやっていただいて、私としてはすごく見やすくなって本当にありがとうございましたというお礼が、まず第1であります。これは質問ではありません。

9ページの教育研究所の6のところですがけれども、教職員研究論文表彰式というのがありまして、平成25年度云々とあって14論文のうち2論文が優秀賞とあるのですけれども、この実態というか、これの応募対象というか、これはどういうふうな募集で、どういうふうに行っているかわからなかったものでお聞きします。

○石井教育研究所長 我孫子市内全小中学校の教職員、事務職員等も含めてでございます。

○豊島委員 これは随分長い間続いているのですか。その発表というのはどこかで見られるのですか。

○石井教育研究所長 申しわけありません。いつから始まったのかというのは、今手元に資料がないのですが、かなり長い期間継続をしています。当初は冊子にしたものを全教職員に配布ということも行っていましたが、財政状況等非常

に厳しいということもございますので、今は発表した本人と学校に数冊ずつ配布をして回覧をさせていただいているという状況です。

○豊島委員 ありがとうございます。一生懸命書いて選ばれた人はうれしいと思うんです。やはりうれしいというのは、みんなにも見てもらいたいという気持ちもあるのだと思うんです。回覧も結構ですけれども、今の世の中ですから、最初からウェブ上に載せますよということを明記して論文を募集すれば、これはウェブ上に流せるんです。全文を流せるんです。財政事情云々はわかりますので、こういう人がこういう論文を書いたのかということを知りたいというのを学校関係者だけでなくほかの人が読めるような状況にしておくというのは必要じゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○石井教育研究所長 どのぐらいの労力がかかるのか、ちょっと私は不勉強でわからないのですが、今おっしゃられることは担当者と相談、検討しながら、前向きに考えていきたいと思えます。

○豊島委員 余り労力がかからないと思えますので、できればよろしくお願ひします。

○川村委員長 伝える手段を一度再考してみてください。ウェブだけではなくて、いろいろな伝え方が多分あるのではないかと思います。

ほかにありますか。

○豊島委員 12ページ、生涯学習課にお願いします。もう一度、長寿大学のことで申しわけないのですが、長寿大学が4年間終わって、そしてまた1年生に入るということはできるのですか。

○今井公民館長 今現在、長寿大学の入学の申し込み、募集につきましては、全て抽せんで行われるほど人気の学級になっておるところがございます。ということ、もう1つは年齢的にもう一度4年間というところはかなり厳しいものがあるのかなということも考えられるところもありますので、私どもとしては

4年間一度御経験された方に対しては、まだ今のところ経験がないものですから想像はつかないのですけれども、一度学級を受けた方については、再度の場合については、抽せんの場合はお話し申し上げたりすることはあるかと思えます。

○豊島委員 ありがとうございます。長寿大学の資格というのは何歳からですか。

○今井公民館長 入学資格は65歳以上でございます。

○豊島委員 終わって、69歳ですよ。それから4年やって73、年齢的に厳しいですか。

○今井公民館長 申しわけございません。ちょっと言葉が足らなかったです。今現在70前後で入学される方がかなり多いというところがありましたので、先ほどお話しさせていただいたような内容になっているところでございます。

○豊島委員 ありがとうございます。長寿大学は、もしやりたいと思って抽せんにも合格したら、やってもいいんじゃないかなという気持ちは正直あります。それはほかの講座にも関係しているからなんです。我孫子市がやっている文化連盟の講座は原則1年だけなのです。2年目を受けようとしたら、受けられないんです。かなりたくさん講座がありますから、一定の割合が来ないと、その講座は開けないんです。ですから、募集人員を低く抑えて割合をアップさせていかないといけないんです。だけれども、同じ講座を2年、3年と続けたいという人は決して少なくないんです。そういうふうに、一度終わってもう一度それを続けたいなというときにどうしているかという、みんないろいろな工夫をしているんですよ。そういうことは実際あるんです。ですから、一度終わったからもういいよと、抽せんに落ちたのだったら話は別ですけれども、年齢が耐えられなければだめですよ。その辺のことがあるものですから、お心のどこかにとどめておいていただくと、2年以上受けたい人もいるだけ

どもなという、ほかの講座のこともあるよということです。そんなことがあるものですから、お聞きしました。

○北嶋委員 私は豊島委員とはまた違って、これは我孫子市の公費で行われるすごく中身の濃い講座で、学校指導要領ではないですけども、1年生、2年生、3年生、4年生とプログラミングされていて、4年生になった後は皆さんそれぞれが継続学級なりクラブ活動なり、また新たなそれぞれの出発をなさっている講座だと理解していますので、しかも抽せんでなければ入れないという状況にあるということを見ると、4年間終えた方は、市で人づくりをして差上げた方々ですので、どこか違うところで御自分なりの生涯学習を進めていただきたいなと思います。人数が少なくてということだったら再受講もいいのかなと思いますけれども、今館長から伺ったような状況であるならば、私としては、4年間終えた方は、また新たに学びたいという方に席をあけていただきたいなと思います。

○豊島委員 反対じゃないんです。先ほど御質問しましたように、継続してやられているということがあるので、それはそれでいいんです。それとの関連でほかのところに話を持っていったものですから、そういう言い方になりました。

○川村委員長 ほかにありますか。

○倉部教育長 お二人の委員のお考えは、それぞれ十分わかる御意見だったと思います。長寿大学というものがどうあるべきか、年齢的な面でも、非常に高い年齢の方も入っていらっしゃるという実情もございますので、その辺のことも含めて、今後どうあるべきかというものは、担当とちょっと考えてみたいと思いますので、またそのときにはいろいろ御相談させていただきたいなと思っております。

○川村委員長 ほかにありますか。

では、教育事業全般に関して何か質疑があれば。

○北嶋委員 質問ではありませんけれども、この間めるへん文庫の発表会に、席があいているかなと心配しながらお邪魔させていただきました。去年もそうだったので、ことしも本当にたくさんの方が見えて、椅子が足りないぐらいで、家族じゃなきゃいけなかったかなと思いながらお邪魔しましたけれども、一席のお二人は御本人が読んでくださいますととてもよかったですし、先生お二人が違う感想で、なおかつ子供たちに愛情に満ち溢れた内容で、本当に私も毎年行ってよかったなと思って帰ってきます。今、本を読まないという話がありますけれども、あれだけの文章を書ける子供たちが、しかも今回、我孫子の中学生がいっぱいいましたので、とてもうれしく思います。学校の先生方は、あの発表会があるというのは御存じなのでしょうか。

○西沢文化・スポーツ課長 学校のほうにはお知らせしておりません。基本的には受賞なさったお子様、御両親の方に御報告をして、うちのほうから賞状等をお渡ししたいという形ですので、学校のほうには何も話はしておりません。

○北嶋委員 いい内容だったので、先生方も聞いていただけたらよかったかなと私が勝手に思っただけです。ありがとうございました。

○倉部教育長 私も今回読ませていただいて、前回のものをいろいろ読んでいますけれども、非常に内容的にいいものがそろっていたと思います。件数的には確かにいつもよりちょっと少なかったのですが、ただ北嶋委員がおっしゃっていたように、中学の部が非常に厚くて、その厚い部分に我孫子の子供たちが相当数応募していただいたということは、学校現場の中でも結構意識して、そういうものを使っているのかなという気がしました。なおかつ今度は製本されたものを学校現場の中にまた還元するような方法もいろいろ考えてみたいと思いますので、できるだけ多く我孫子の子供たちが参加してもらって、いい賞をとるとというのが目標でございますので、激励の言葉と受けとめて今後も進めていきたいなと思っています。

それと、おかげさまで、めるへん文庫に対しての寄附がふえております。それは担当のほうがいろいろな場所に行って協力依頼とか共催、後援に当たってはというような、いろいろなお話しをさせていただいて、それが実際になってきている。個人からの寄附、それから団体の寄附等で、ある程度のものが集まりました。その辺は市長のほうにもお話し申し上げたところ、来年度の予算について一般財源を充てて、本来でしたらそれに寄附を充てて財源をとるという思いでスタートしたのですけれども、その次のためにとっておいて構わないと。ということは継続をして、それについての原資にしても構わないという話もいただきましたので、担当が頑張ってくれた成果が非常に出ているというふうに考えておりますので、今後とも御理解と御協力をお願いできればと思います。

○川村委員長 ありがとうございます。できれば、めるへん文庫が我孫子発の日本の少年少女の大きな文学賞みたいな位置づけになってくれると本当にうれしいなというふうに思っています。我々は事あるごとにお話をきて、やっと歯車がかみ合ってきたのかなという気もありますので、ぜひ我々も委員として発信をしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いしたいと思います。

教育事業全般について何か質疑はありますか。

○豊島委員 所報55号、教育研究所のA4両面の白い上質紙のものです。これは学習面、生活面、行動情緒面、所見面に到るまで細かくリストアップされていて、これに自分でチェックをしていって、Aの項目で6個以上とか、B、Cだと1個以上というのは教育支援が必要だと考えられますよという、こういう用紙というのは去年もあったのでしょうか。

○石井教育研究所長 昨年度の所報に関しましては、不登校推進担当がつくってましたので、これについては昨年度は発行していないと思います。

○豊島委員 これはいろいろな活用の仕方ができると思うのですけれども、何



かしら活用の方法は考えていらっしゃるのですか。せっかくここまでつくられているので。

○石井教育研究所長 新年度に入りましてから特別支援教育コーディネーターの研修会がございますので、その中で活用の仕方等について周知をし、先生方に指導をし、お願いをしていきたいというふうには思っています。

○川村委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 質疑ないものと認めます。諸報告に対する質疑を打ち切ります。

---

○川村委員長 これより人事案件についての審査をいたします。関係者以外の御退席をお願いいたします。

(関係説明員以外退席)

---

---

---

---

---

---

○川村委員長 以上をもちまして今定例会に付議された案件の審査及び質疑は全て終了いたしました。これで平成26年第3回教育委員会定例会を終了します。御苦労さまでした。

午後3時47分閉会